

平成 20 年 12 月 10 日

各 位

会社名 住友信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 常陰 均
コード番号 8403 (東証第一部・大証第一部)
問合せ先 管理部長 西村 正
(TEL . 03 - 3286 - 8187)

特定子会社の異動に関するお知らせ

今般、当社が優先出資証券の発行を目的として平成 20 年 11 月 26 日に設立した海外特別目的子会社 STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limited が、当社の特定子会社に該当することになりましたので、お知らせします。

なお、本海外特別目的子会社の発行する優先出資証券には議決権がないため、異動の前後において、当社が保有する議決権の総数に対する割合は変更ありません。

1. 異動の理由

当社は、本海外特別目的子会社の普通株式の 100%を保有していますが、平成 20 年 12 月 18 日に予定されている優先出資証券の払込みに伴い、本海外特別目的子会社の資本金が当社の資本金の額の百分の十以上に相当することとなったため、新たに当社の特定子会社に該当するものです。

2. 異動する子会社の概要

名称	STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limited
所在地	ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケイマン・アグランドハウス・私書箱 309 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
異動の年月日	平成 20 年 12 月 18 日 (予定)
事業の内容	優先出資証券の発行等
決算期	毎年 1 月 31 日
役員・従業員の数	役員 5 名、従業員なし
資本の額	709 億円
発行済株式 (出資証券) 総数	普通株式 : 900,000 株 (1 株あたり 1,000 円) 優先出資証券 : 7,000 株 (1 証券あたり 1,000 万円)
株主構成	普通株式 : 住友信託銀行 100% 優先出資証券 : 住友信託銀行以外 100%

以 上

ご注意：この文書は、住友信託銀行株式会社の特定子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。